

平成28年労第11号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、取付工として就労していたところ、同月〇日、クレーンで吊り上げた鉄板が請求人の右足に滑り落ち、右膝から右下腿部を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害当日、C病院に受診し、「右膝～下腿挫創」、「右膝～下腿打撲」と診断され、その後複数の病院に転医し、治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として評価すべきものは、請求人の自訴及び本件障害補償給付請求書裏面のD医師作成の診断書から、右下腿の神経症状及び同部位の醜状障害と認められるところ、当審査会において、改めて同医師の所見を含む一切の記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、右下腿の神経症状は障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当すると認められるも、同部位の醜状障害は障害等級に該当するものとは認められない。したがって、当審査会としても、請求人に残存する障害の程度は、決定書理由に説示するとおり、障害等級第14級に該当するものと判断する。

(2) 請求人は、請求人の右下腿の神経症状は、障害等級第12級に該当する疼痛である旨主張するが、請求人の訴える症状は他覚的所見に乏しく、これを採用することはできない。

(3) なお、請求人は、上記意見書をもって、請求人がり患した「右下肢静脈瘤」は本件災害が原因である旨述べているが、E医師の診断書には、「過去に仕事上の事故による外傷（本人によると挫傷だったという）によるものか鑑別は極めて困難であり」と記載されており、同医師の診断によっても、本件災害との医学的因果関係は明らかではなく、他に医学的根拠を見いだすこともできない。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。